

令和 7年 業種別労働災害発生状況

(令和7年 8月末現在)

帯広労働基準監督署

区分 業種別		令和 7年 (8月末)			令和 6年 同 期			対 前 年		本年分 業種 割合 (%)
		死 亡	休業 4 日 以上	合 計	死 亡	休業 4 日 以上	合 計	増 減 数	増減率 (%)	
全 産 業 合 計		6	279 (9)	285 (9)	3	308 (11)	311 (11)	-26	-8.4	100.0
除 く 鉱 業 計		6	279 (9)	285 (9)	3	308 (11)	311 (11)	-26	-8.4	100.0
製 造 業			52	52	1	45 (2)	46 (2)	6	13.0	18.2
内 訳	食 料 品		24	24		24	24			8.4
	木 材 木 製 品		4	4		11	11	-7	-63.6	1.4
	紙 ・ パ ル プ									
	窯 業 ・ 土 石									
	金 属 ・ 機 械		9	9		4	4	5	125.0	3.2
	そ の 他		15	15	1	6 (2)	7 (2)	8	114.3	5.3
鉱 業										
土 石 採 取 業			4	4		4	4			1.4
建 設 業		4	23	27	1	36	37	-10	-27.0	9.5
内 訳	土 木 工 事 業	3	8	11	1	11	12	-1	-8.3	3.9
	建 築 工 事 業	1	8	9		12	12	-3	-25.0	3.2
	木 造 建 築 業		2	2		5	5	-3	-60.0	0.7
	そ の 他		5	5		8	8	-3	-37.5	1.8
道 路 貨 物 運 送 業			34 (4)	34 (4)		32 (3)	32 (3)	2	6.3	11.9
その他の運輸業			5 (1)	5 (1)		2	2	3	150.0	1.8
陸上貨物取扱業			1	1				1		0.4
港 湾 荷 役 業			2	2		1	1	1	100.0	0.7
林 業		1	6	7		12	12	-5	-41.7	2.5
漁 業			2	2				2		0.7
卸 売 ・ 小 売 業			33	33		46 (1)	46 (1)	-13	-28.3	11.6
清 掃 業		1	12	13		14 (2)	14 (2)	-1	-7.1	4.6
そ の 他 の 事 業			105 (4)	105 (4)	1	116 (3)	117 (3)	-12	-10.3	36.8
内 訳	農 業		4	4		11	11	-7	-63.6	1.4
	畜 産 業		28	28	1	13	14	14	100.0	9.8
	接 客 娯 楽 業		6	6		14	14	-8	-57.1	2.1
	農 業 協 同 組 合		6	6		10	10	-4	-40.0	2.1
	そ の 他		61 (4)	61 (4)		68 (3)	68 (3)	-7	-10.3	21.4

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したものです。

()内は、交通事故内数です。

令和 7 年 死亡災害発生状況

帯広労働基準監督署

発 生 月	時 刻	業 種	事 故 の 型	起 因 物	災 害 の 状 況
2 月	9 時	建 築 工 事 業	2 メ ー ト ル 以 上 か ら の 墜 落 ・ 転 落	開 口 部	食料品製造工場の新築工事現場の天井裏で、被災者は天井断熱パネルの吊り具の点検作業を行っていたが、ブルーシート養生が施された開口部（地上高さ 5 . 8 m）の真下の床面に倒れている状態で発見されたもの。
2 月	1 3 時	そ の 他 の 建 設 業	2 メ ー ト ル 未 満 か ら の 墜 落 ・ 転 落	移 動 式 ク レ ー ン	被災者は、会社の土場で移動式クレーン（クレーン付きトラック）に積もった雪を除雪する作業に従事していたが、荷台とアウトリガーの間にはさまった状態で発見されたもの。
2 月	1 0 時	木 材 伐 出 業	激 突 さ れ	立 木 等	私有林において、被災者はチェーンソーで立木の伐倒作業中を行っていたが、伐根直径約 5 0 c m の立木を伐倒した際に、当該立木が縦に裂け、裂けた元玉部分が側にいた被災者に激突したものの。
5 月	8 時	土 木 工 事 業	そ の 他 の 転 倒	積 整 込 地 み ・ 用 運 機 搬 機 ・	建築工事の基礎工事で、被災者はブル・ドーザーによる盛土の敷き均し作業を行っていたが、ブル・ドーザーを停止させ、履帯の上に立ち姿勢を変えたところ、ブル・ドーザーが前進したため、履帯上で転倒し、地面に墜落したものの。
6 月	1 3 時	清 掃 ・ と 畜 業	は さ 込 ま れ 、 巻	動 力 伝 導 機	被災者は、観覧車の点検台（地上から目測 1 0 メートル）の上で、観覧車を運転した状態で、動力を受ける内輪に注油作業をしていたところ、動力を伝達する歯車と内輪との間に左肩から左胸を挟まれ、死亡したものの。
8 月	1 1 時	土 木 工 事 業	2 メ ー ト ル 以 上 か ら の 墜 落 ・ 転 落	締 固 め 用 機 械	被災者は、乗用のローラーを運転し、道幅約 4 メートルの砂利道の転圧作業を行っていたところ、砂利道の路肩からローラーごと転落し、約 3 . 4 メートル下の川まで投げ出されたもの。

本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。